

平成26年度N連申請の手引き（前年度からの主要変更点）

	25年度	26年度
【対象となるNGO】	任意団体の期間も含め、団体として2年以上にわたる国際協力活動の実績があること	<u>法人格を取得してから2年以上にわたる国際協力活動の実績があることを条件とした。</u>
【事業の申請】	/	<p><u>申請に先立ち、外務省および在外公館双方への事前相談を求めることとし、また申請先については本省（民連室）または在外公館から本省に一元化した。</u></p> <p>-----</p> <p><u>申請の受付をより明確化した（審査可能な書類が全て揃ったことを確認した上で受付（受理））。</u></p> <p>-----</p> <p><u>新規案件受付開始を原則4月からとし、遅くとも9月を目処に受付（受理）を終了する旨明記。</u></p>